

島根県立大学・島根県立大学短期大学部研究データポリシー（補足）

（目的）

1 島根県立大学・島根県立大学短期大学部（以下「本学」という。）は、「島根県立大学（島根県立大学短期大学部）における研究活動行動規範」において、「（研究者は）研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底」することを定めており、本ポリシーは、本学における研究データの適切な管理、公開及び利活用に関する基本方針を示すものである。

○本ポリシー制定の背景と目的

近年、研究不正の防止や研究成果の信頼性向上、オープンサイエンスの推進といった観点から、研究活動におけるデータの適切な収集・記録・保存・管理・公開の重要性が一層強調されている。

内閣府の基本方針¹や、日本学術会議による提言²、文部科学省の通知³等においても、大学をはじめとする研究機関に対し、研究データの管理・公開・利活用に関する一定の方針を示すよう要請されている。本学でもこうした社会的動向や学術界の要請を踏まえ、本ポリシーを定めることとした。

なお、本学の研究分野は多岐にわたるため、本ポリシーでは基本的な方針を示すにとどめることとし、具体的な運用等は、それぞれの研究分野における特性を踏まえ、各研究科・学部等の実情に応じて実施することができる。

（研究データの定義）

2 本ポリシーにおける「研究データ」とは、研究活動の過程で研究者によって収集又は生成された情報をいう。

○研究データ

「研究データ」とは、研究活動の過程あるいは研究の結果として収集または生成されたデータを指し、その形態はデジタル、非デジタルを問わない。また、数値、画像、テキスト等のあらゆる形態を含む。具体的には、以下のものが含まれる。

- ・一次データ（研究対象から新規に収集・生成された情報）
- ・二次データ（一次データを加工、解析した情報）
- ・論文等の根拠となるデータ（情報）で上記以外のもの（研究ノート、メモなど）
- ・上記のデータ（情報）に基づいて作成された論文等に記載された情報

¹ 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（内閣府統合イノベーション戦略推進会議 令和3年4月27日）

² 「独立行政法人日本学術振興会の事業における研究データの取扱いに関する基本方針」（日本学術振興会理事長裁定 令和5年10月23日）

³ 「令和7（2025）年度の科学研究費助成事業（科研費）の変更点等について」（文部科学省 令和7年3月18日）

（研究者の定義）

3 本ポリシーにおける「研究者」とは、本学の教職員、客員研究員など、本学における研究に携わる全ての者をいう。

本

学が受入・招聘する研究員、学部および大学院で研究指導を受ける学生・大学院生、その他本学における研究に携わる者を含むものとする。

（原則）

4 本学は、原則として、研究データを収集又は生成した研究者が、その研究データの管理を行う権利と責務を有していることを認める。

（1）趣旨

本学において自由で多様な研究を推進し、より良い研究成果の創出を促すためには、研究データの管理方法や公開の可否等について、当該データを用いて研究活動を行う研究者の判断を尊重することが望ましい。そこで、特段の定めがある場合を除き、原則として研究者がその管理を行う権利を有することを明示した。

あわせて、研究者は、研究の公正性や研究データの正確性・追跡可能性等を確保するため、適切な研究データ管理を行う責務を負うことも明示した。

（2）「原則として」

研究データの収集、生成、利用、保管等に関しては、法令、契約、ならびに本学が定める規程等が存在する場合、それらを遵守する必要がある。特に、個人情報や、外為法に基づく安全保障輸出管理の対象となる技術情報、契約において秘密保持等が求められている情報については、慎重かつ厳格な管理が求められ、その破棄に際しても適切な方法で行わなければならない。

また、共同研究契約等において、管理に関する権利および責任の所在が定められている場合には、当該契約の内容に従って研究データの管理を行う必要がある。

（研究データの管理）

5 研究者は、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、その法的及び倫理的要件に従って研究データを管理しなければならない。

（1）管理

「管理」とは、研究前における研究データ管理計画（DMP）の策定、研究中における研究データの収集・生成・解析・加工等の利用、保管、研究終了後における保存の要否や保存方法の決定、さらに第三者による閲覧・利用の可否およびその利用条件の決定、ならびに破棄等の行為を含むものである。

（2）法的及び倫理的要件にしたがって

研究におけるデータの性質や取り扱いのあり方は、分野ごとに大きく異なる。例えば、自然科学分野においては、再現性を担保するために実験手順や数値データの正確な記録が求められ、人文・社会

科学分野においては、歴史的資料や文献資料の真正性の確保、また調査対象者のプライバシーへの配慮などが重視される。加えて、看護、心理学、教育学等の分野では、個人情報保護法や倫理審査指針等に基づいたデータの取扱いが求められる。このように、研究者は自らの専門分野における慣行や研究手法を踏まえたうえで、関係法令（例：個人情報保護法、著作権法等）を遵守し、また国内外の研究倫理指針、所属機関や学会が定める倫理規程等に従い、研究データの適正な管理に努めなければならない。

（研究データの公開）

6 研究者は、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、その法的及び倫理的要件に従って、合理的な理由により公開及び利活用の範囲を設定する。

（１）趣旨

研究者は、学術的意義のある研究データについては、可能な限り社会に公開し、その利活用を促進するよう努めるべきであることを明記している。くわえて、4「原則」でも述べたように、研究者は、研究データの管理に関する権利を原則として有しており、法令および倫理的要件の範囲内で、当該データの公開の可否や条件、方法などを自ら判断することができる。

（２）公開

「公開」とは、利用者を限定せずに研究データの利用を許可する公開（Publish）と特定の利用者に限定して利用を許可する共有（Share）がある。公開しない場合は「非公開・非共有」とする。研究データを公開対象とするかどうかの判断は、主に当該研究データを公開することが当該分野における研究推進や社会の発展に資するかどうか、また上記 5-(2)「法的及び倫理的要件」を踏まえ以下のようなデータは非公開とするなど、研究者が自ら判断する。

- ・ 個人情報、著作物など、法的に保護される研究データ
- ・ 機密保持等の観点から公開に制限がある研究データ
- ・ 契約によって制限が課せられた研究データ
- ・ 安全保障輸出管理の対象になっている研究データ
- ・ 倫理的要件等から公開に適しない研究データ
- ・ 公開により第三者の利益を害する恐れがある研究データ など

公開の対象とする研究データについては、メタデータを付与した上で、本学リポジトリなど適切なりポジトリを通じて公開する。

(大学の責務)

7 本学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境を整備する。

(1) 本学は、以下の環境整備に努める。

- ・研究データを保存、管理するためのデータストレージの提供
- ・研究データを公開、利活用するための機関リポジトリの提供
- ・研究データの管理、公開、利活用に関する研修等の実施

(その他)

8 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

(1) ポリシーおよび本補足資料は、社会情勢や周辺環境の変化および関係法令の改正等に応じて、適宜見直しを行うことを明示した。

(参考) 研究データの公開に関する判断フロー

